

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第92号	
事故等名	押船快星丸被押バージ快星1号乗揚	
発生年月日時刻	平成20年11月17日09時50分ごろ	
発生場所	大分県津久見港 日鉄鉱業岸壁付近 (概位 北緯33° 04. 6'、東経131° 51. 1')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月16日門司・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船長から事故概況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船 快星丸 180トン	
船舶番号	134070	
船舶所有者等	菊間海運株式会社	
船種・船名・総トン数	B バージ 快星1号 3, 463トン	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	菊間海運株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
	B	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 船底に擦過傷	
	B 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、空倉のB船を押航し、広島県呉港を発し、大分県津久見港に向かった。 A船及びB船は、津久見港に至り、針路を西方にとり、北北西の風を右舷側に受けながら、前進惰力で、日鉄鉱業岸壁に着岸していたところ、南方に圧流され、平成20年11月17日09時50分ごろ、A船及びB船が浅瀬に乗り揚げた。 当時、天候は晴で、風力4の北北西風が吹き、潮候は高潮時にあたり、潮高は約1. 7mであった。 乗揚後、A船及びB船は、自力で同岸壁に着岸した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、風圧流を考慮した操船を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して着岸作業中、風圧流を考慮した操船を適切に行わなかったため、両船が浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	